

商品概要説明書

《JA 住宅・リフォーム借換ローン》(オリエントコーポレーション保証型)

(令和6年4月1日現在適用中)

| | |
|--------------|--|
| 1. 商品名 | JA住宅・リフォーム借換ローン |
| 2. お使いみち | ○お借入中の住宅ローン・リフォームローンの借換資金を対象とします。ただし、ご利用中の住宅ローン・リフォームローンの返済実績において、直近1年間以上遅延のない方。 ○借換に伴う諸費用。 |
| 3. ご利用いただける方 | ○地区内に在住または在勤している方。 ○お借入時の年齢が20歳以上65歳以下でかつ、完済時年齢が70歳以下の勤務年数2年以上の給与者または営業年数2年以上の個人事業者の方。 ○継続して安定した収入があり、前年度税込み年収が200万円以上の方。 ○当JAが指定する保証機関(株式会社オリエントコーポレーション)の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 |
| 4. お借入金額 | ○10万円以上700万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、借換対象ローンの残高以内とします。 ※組合員以外の方については、10万円以上500万円以内(1万円単位)とします。 |
| 5. お借入期間 | ○1年以上15年以内(6ヶ月単位) ただし、借換対象ローンの残存期間を上限とします。 |
| 6. お借入利率 | ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を、お借入期限まで適用いたします。(お借入期間中の見直し・変更はございません。) 【変動金利型】 JAが定めた住宅ローンプライムレートを基準とした変動金利または銀行の長期プライムレートを基準とした変動金利をご選択いただけます。 お借入後の利率は、基準日(4月1日および10月1日)の基準利率(JAが定めた住宅ローンプライムレートまたは銀行の長期プライムレート)により、年2回見直しを行います。基準日に対しそれぞれ6月および12月のご返済日の翌日から適用します。 ※「変動金利型」から、他の「変動金利型」への変更はできません。 ○お借入利率等、詳細については、当JAの窓口へお問い合わせください。 |
| 7. ご返済方法 | ○「元利均等方式」 ○「毎月返済」と「毎月・ボーナス併用返済(毎月返済に加え年2回、特定月の増額返済)」からご選択いただけます。 ※ボーナス返済分の返済合計元金は、お借入金額の50%を限度とします。 ○その他返済方法等、詳細については、当JAの窓口へお問い合わせください。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変更があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間(10月1日の基準日を5回経過するまで)はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合には、原則として最終返済期日に一括返済していただきます。 |
| 8. 担保 | ○不要です。 |
| 9. 保証 | ○当JAが指定する保証機関(株式会社オリエントコーポレーション)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、保証機関が必要と判断した場合は保証人が必要となります。 |
| 10. 保証料 | ○一括前払い。お借入時に一括して保証料をお支払いいただきます。 保証料率は ●ファーストレート・・・年1.0% ●セカンドレート・・・年1.3% ●サードレート・・・年1.6% となり審査時に保証機関が決定します。 |

| 11. 団体信用生命共済（保険） | <p>○当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。なお、共済（保険）掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="379 264 1337 589"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 264 911 300">団体信用生命共済（保険）名</th> <th data-bbox="916 264 1337 300">加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 306 911 338">団体信用生命共済（特約なし）</td> <td data-bbox="916 306 1337 338">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 344 911 376">長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td data-bbox="916 344 1337 376">年 0.1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 383 911 414">三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td data-bbox="916 383 1337 414">年 0.1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 421 911 452">団体信用生命共済（連生）</td> <td data-bbox="916 421 1337 452">年 0.1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 459 911 490">三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td data-bbox="916 459 1337 490">年 0.2%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 497 911 528">がん保障特約付団体信用生命保険</td> <td data-bbox="916 497 1337 528">年 0.1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 535 911 566">がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td> <td data-bbox="916 535 1337 566">年 0.2%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 573 911 589">団体信用生命保険（ワイド）</td> <td data-bbox="916 573 1337 589">年 0.15%</td> </tr> </tbody> </table> | 団体信用生命共済（保険）名 | 加算利率 | 団体信用生命共済（特約なし） | なし | 長期継続入院特約付団体信用生命共済 | 年 0.1% | 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 | 年 0.1% | 団体信用生命共済（連生） | 年 0.1% | 三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生） | 年 0.2% | がん保障特約付団体信用生命保険 | 年 0.1% | がん保障特約付団体信用生命保険（連生） | 年 0.2% | 団体信用生命保険（ワイド） | 年 0.15% |
|------------------------|--|---------------|------|----------------|----|-------------------|--------|-------------------|--------|--------------|--------|-----------------------|--------|-----------------|--------|---------------------|--------|---------------|---------|
| 団体信用生命共済（保険）名 | 加算利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体信用生命共済（特約なし） | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期継続入院特約付団体信用生命共済 | 年 0.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 | 年 0.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体信用生命共済（連生） | 年 0.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生） | 年 0.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| がん保障特約付団体信用生命保険 | 年 0.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| がん保障特約付団体信用生命保険（連生） | 年 0.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体信用生命保険（ワイド） | 年 0.15% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融部金融推進課（電話：092-322-2766）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営する J A グループ福岡総合相談所【福岡県 J A バンク相談所】（電話：092-711-3855）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A グループ福岡相談所【福岡県 J A バンク相談所】にお申し出ください。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13. その他 | <p>○お申込に際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○お借入利率は、金融情勢等により変更することがあります。</p> <p>○ご返済額の試算については、当 J A の窓口へお問い合わせください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |